

栄町審議会等の会議の公開に関する要綱

(平成15年12月12日制定)

(平成16年6月30日改正)

(平成18年8月7日改正)

(目的)

第1条 この要綱は、栄町情報公開条例(平成10年栄町条例第25号。以下「情報公開条例」という。)第27条の趣旨にのっとり、審議会等の会議(以下単に「会議」という。)を公開することにより、その審議等(審議、審査、調査等をいう。以下同じ。)の状況を町民に明らかにし、会議の運営の透明性及び公平性を確保するとともに、町政に対する町民の理解を深め、もって開かれた町政の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置された附属機関
- (2) 規則又は要綱等の規定により設置された審議会、委員会、協議会等であって、その設置の目的及び構成員に照らして附属機関に類するもの。ただし、次に掲げる機関を除く。
 - ア 栄町の常勤の職員のみで構成される機関
 - イ 関係機関との連絡調整を目的としている機関
 - ウ 合議制でない機関

(会議の公開)

第3条 会議は、法令又は条例若しくは条例の委任を受けた規則の規定(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第2項又は第3項の規定による基準その他これに類する基準及び法律又はこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国又は県の機関の指示その他これに類する行為を含む。以下「法令等の規定」という。)により公開することができない場合を除き、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例第8条第1項各号に掲げる情報のいずれか又は同条第2項の情報(以下「非公開情報」と総称する。)が含まれている事項について審議等をするとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、会議を公開することにより、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 審議等が妨害され、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとき。
 - イ 審議会等の委員(以下「委員」という。)に対する圧力により、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとき。
 - ウ その他公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されることが客観的に明らかであるとき。

(原則非公開の決定)

- 第 4 条 審議会等の長は、当該審議会等の設置目的等から判断して、会議が恒常的に前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議に諮って、以後の会議の全部を原則として公開しない旨の決定（以下「原則非公開の決定」という。）をするものとする。この場合において、審議会等の長は、必要に応じ、当該原則非公開の決定に係る審議等を公開しないことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等の規定により会議を恒常的に公開することができないときは、審議会等の庶務を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）が会議に諮ることなく原則非公開の決定をするものとする。
- 3 所管課長は、第 1 項又は前項の規定により原則非公開の決定がなされたときは、会議非公開決定書（別記第 1 号様式）を作成し、情報公開主管課の長（以下「情報公開主管課長」という。）に送付するものとする。
- 4 情報公開主管課長は、前項の規定により会議非公開決定書の送付があったときは、その写しを行政資料室において一般の閲覧に供するものとする。
- 5 審議会等は、第 1 項の規定により原則非公開の決定がなされた場合であっても、個々の会議の全部又は一部が前条各号のいずれにも該当しないと認められるときは、当該会議の全部又は一部を公開するものとする。

(原則公開の会議における非公開の決定)

- 第 5 条 前条に定めるもののほか、審議会等の長は、開催しようとする会議の全部又は一部が法令等の規定により公開することができないと認めるとき又は第 3 条各号のいずれかに該当すると認めるときは、次の各号に掲げるいずれかの手続を経て、当該会議の全部又は一部を公開しない旨の決定をするものとする。

- (1) 会議における議決
- (2) 委員全員による個別の承認
- (3) 審議会等の長があらかじめ指名した委員による承認
- (4) その他審議会等の長が会議に諮って定める手続

- 2 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定により会議の全部を公開しない旨の決定がなされた場合について準用する。
- 3 第 1 項の決定は、会議を緊急に開催する必要性が生じた場合等において、やむを得ないと認められるときを除き、当該会議の開催日の 2 週間前までにするものとする。

(会議の開催の周知)

- 第 6 条 所管課長は、全部又は一部を公開する会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の 2 週間前までに、当該会議の開催について周知するものとする。ただし、当該会議を緊急に開催する必要性が生じた場合等において、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による周知は、審議会等の会議の開催のお知らせ（別記第 2 号様式）を行政資料室に配架し、一般の閲覧に供するとともに、その内容を栄町ホームページに掲載することにより行うものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、所管課長は、会議における審議等の内容等から判断して必要があると認めるときは、前項の内容を広報紙に掲載し、会議の開催についてより効果的な周知を図るものとする。

（会議の公開の方法等）

- 第7条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。この場合において、審議会等の長は、傍聴を認める者（以下「傍聴人」という。）の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- 2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴人とするものとする。ただし、審議会等の長が必要と認めるときは、抽選その他の方法によることができる。

（公開する会議の運営等）

- 第8条 審議会等は、会議の全部又は一部を公開するときは、傍聴人に当該会議の次第及び資料（非公開情報が記録されているものを除く。以下「会議資料」という。）を配付するよう努めるものとする。ただし、会議資料のうち、図面、地図、写真等配付が困難と認められるものについては、当該会議の会場に備えることにより、傍聴人が閲覧できるよう努めるものとする。
- 2 審議会等は、会議の一部を公開するときは、最初に公開する議題の審議等をし、その後、に公開しない旨の決定に係る議題の審議等をする等傍聴人に配慮した議事運営に努めるものとする。
 - 3 審議会等の長は、会議が公正かつ円滑に運営されるよう傍聴に係る手続、遵守事項等について傍聴要領を定め、会議の会場における秩序の維持に努めるものとする。

（会議録の作成）

- 第9条 審議会等の長は、会議の公開の有無にかかわらず、当該会議の終了後、速やかに当該会議の会議録（別記第3号様式）を作成するものとする。
- 2 所管課長は、前項の会議録の案を作成したときは、審議会等の長があらかじめ指名した委員による承認を受けるものとする。

（会議録の写し等の公表）

- 第10条 所管課長は、その全部又は一部が公開された会議に係る前条第1項の会議録の写し（当該会議録に非公開情報が記録されているときは、当該非公開情報に係る部分を除いたものの写しとする。第3項において同じ。）及び当該会議の会議資料を行政資料室に配架し、一般の閲覧に供するとともに、当該会議録の写しの内容を栄町ホームページに掲載することにより会議の結果を公表するよう努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、所管課長は、会議における審議等の内容等から判断して必要があると認めるときは、前項の内容を広報紙に掲載し、会議の結果についてより効果的な周知を図るものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、所管課長は、会議の全部が公開されなかった場合であっ

ても、前条第１項の会議録の写し及び会議資料を行政資料室に配架し、一般の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努めるものとする。

（審議会等の設置状況及び会議の公開の実施状況の報告）

第１１条 所管課長は、審議会等を設置したときは、速やかに、その旨を審議会等報告書（別記第４号様式）により情報公開主管課長に報告するものとする。審議会等の設置状況について変更があったとき又は審議会等を廃止したときも、同様とする。

２ 所管課長は、毎年度、会議の公開に関する実施状況について、会議公開実施状況報告書（別記第５号様式）により情報公開主管課長に報告するものとする。

（施行状況の公表）

第１２条 町長は、毎年度、各審議会等におけるこの要綱の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（特別の定めがある場合の取扱い）

第１３条 会議の公開等について他に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

（補則）

第１４条 この要綱に定めるもののほか会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、平成１５年１２月１２日から施行する。

（準備行為）

２ この要綱の施行に関し必要な原則非公開の決定、第５条第１項に規定する会議の全部又は一部を公開しない旨の決定その他の手続は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成１６年６月３０日）

この要綱は、平成１６年７月１日から施行する。

附 則（平成１８年８月７日）

（施行期日）

１ この要綱は、平成１８年８月７日から施行する。

（経過措置）

２ 改正前の栄町審議会等の会議の公開に関する要綱の規定によりした事務処理の手続その他の行為は、改正後の栄町審議会等の会議の公開に関する要綱の相当規定によりした事務処理の手続その他の行為とみなす。

別 記

第 1 号様式（第 4 条第 3 項）

会 議 非 公 開 決 定 書

年 月 日

（情報公開主管課長） 様

（所管課長）

次のとおり会議の全部を公開しない旨の決定がなされましたので、栄町審議会等の会議の公開に関する要綱第 4 条第 3 項（第 5 条第 2 項において準用する第 4 条第 3 項）の規定により、本決定書を送付します。

審議会等の名称	
決定の内容	☐ 原則非公開の決定（要綱第 4 条第 1 項） ☐ 原則非公開の決定（要綱第 4 条第 2 項） ☐ 会議の全部を公開しない旨の決定（要綱第 5 条第 1 項）
審議会等の設置根拠	
全部を公開しない 会議の開催日時 （要綱第 5 条第 1 項）	年 月 日 時
会議を公開 しない理由	☐ 法令等の規定により会議を公開することができない。 （当該法令等の根拠条項）
	☐ 非公開情報が含まれている事項について審議等をする。 （具体的な理由）
	☐ 会議の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じる。 （具体的な理由）
問合せ先	課 班 電話番号 内線

審議会等の会議の開催のお知らせ

栄町では、開かれた町政の実現に資するため、審議会等の会議を公開しています。

次の審議会等の会議が予定されていますのでお知らせします。ただし、議題によっては、一部非公開となる場合があります。

会議の傍聴手続等の詳細は、お問い合わせください。

1 会 議 名	
2 議 題 【公開・非公開の別】	
3 開 催 日 時	年 月 日（ ） 時から
4 開 催 場 所	
5 傍 聴 人 の 定 員	名
6 会 議 の 一 部 を 公開しない理由	
7 傍 聴 手 続	
8 問 合 せ 先	電話番号 課 内線 班
9 そ の 他	

第3号様式（第9条第1項）

会 議 録

会 議 名		
開 催 日 時		年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
開 催 場 所		
出席者氏名	委 員	
	職 員 職 氏 名	
欠席委員（者）氏 名		
会 議 日 程		
会議の公開又は非公開の別		☐ 公開 ☐ 原則非公開 ☐ 全部非公開 ☐ 一部非公開
会議を公開しない理由		
傍 聴 人 の 数		人
会議資料の名称		

審議等の内容（発言者、発言内容、審議等の経過、決定事項等）

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、署名する。

年 月 日

署名委員

第 4 号様式（第 1 1 条第 1 項）

審 議 会 等 報 告 書

年 月 日

（情報公開主管課長） 様

（所管課長）

次のとおり審議会等を設置（変更・廃止）しましたので、栄町審議会等の会議の公開に関する要綱第 1 1 条第 1 項の規定により報告します。

☐ 設置

所 管 課 等	
審議会等の名称	
設 置 根 拠	
設 置 年 月 日	
担 任 事 務	
そ の 他	

☐ 変更

審議会等の名称	
変 更 事 項	
変 更 年 月 日	

☐ 廃止

審議会等の名称	
廃 止 年 月 日	

第 5 号様式（第 1 1 条第 2 項）

会 議 公 開 実 施 状 況 報 告 書

年 月 日

（情報公開主管課長） 様

（所管課長）

平成 年度における審議会等の会議の公開に関する実施状況について、栄町審議会等の会議の公開に関する要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

1 審議会等の名称	
-----------	--

2 原則非公開の決定の有無	☐ 有 ☐ 無
---------------	---

3 運用状況の概要			
会議の回数	公開した会議の回数 （一部非公開の場合は内数）	非公開とした会議の回数	傍聴人の数 （合計）
回	回（ 回 ）	回	人

4 内 訳		
開 催 日	議題 【公開・非公開の別】	非公開とした理由
傍 聴 人 数		
月 日		
人		
月 日		
人		
月 日		
人		